



老振発第1219001号  
平成17年12月19日

各 都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長



「介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いに係る留意点について」の一部改正について

「介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いに係る留意点について」（平成12年老振第73号）を、別紙のとおり改正し、平成17年10月1日より適用することとしたので、内容を御了知の上、管内内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

○ 介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いに係る留意点について(平成12年老振第73号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| <p>1 居宅介護支援事業者の居宅サービス計画の作成及び居宅介護サービス事業者の領収証の交付に係る取扱いについて</p> <p>(1) 居宅介護支援事業者の居宅サービス計画の作成に当たっての留意点<br/>点<br/>(略)</p> <p>(2) 領収証の記載<br/>介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第8項及び第48条第7項に定めるところにより、居宅介護サービス事業者は利用者から利用料の支払いを受けた都度、領収証を交付する必要があることに留意する。</p> <p>したがって、様式例で月ではまめたものを示しているが、居宅介護サービス事業者は利用料の支払いを受けた都度、領収書を交付する必要があるものであり、この場合においても医療費控除の対象となること。</p> <p>2 介護老人保健施設における留意点<br/>(1) 医療費控除の対象範囲<br/>介護老人保健施設において要した費用に係る医療費控除の対象範囲については、介護保険法施行前の老人保健施設における取扱いと同様であり、具体的には次の費用が対象となるものであること。</p> <p>ア 施設介護サービスのうち、食事の提供及び居住以外のサービスの提供に係る自己負担額</p> <p>イ 介護老人保健施設が行う訪問看護等の居宅サービス及び医療費控除通知の要件を満たす居宅サービスの提供に係る自己負担</p> <p>ウ 食費に係る自己負担額(「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成11年厚生省令第40号)第11条第3項第1号及び第42条第3項第1号に掲げる食事の提供に要する費</p> | <p>1 居宅介護支援事業者の居宅サービス計画の作成及び居宅介護サービス事業者の領収証の交付に係る取扱いについて</p> <p>(1) 居宅介護支援事業者の居宅サービス計画の作成に当たっての留意点<br/>点<br/>(略)</p> <p>(2) 領収証の記載<br/>介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第8項及び第48条第8項に定めるところにより、居宅介護サービス事業者は利用者から利用料の支払いを受けた都度、領収証を交付する必要があることに留意する。</p> <p>したがって、様式例では月でめたものを示しているが、居宅介護サービス事業者は利用料の支払いを受けた都度、領収書を交付する必要があるものであり、この場合においても医療費控除の対象となること。</p> <p>2 介護老人保健施設における留意点<br/>(1) 医療費控除の対象範囲<br/>介護老人保健施設において要した費用に係る医療費控除の対象範囲については、介護保険法施行前の老人保健施設における取扱いと同様であり、具体的には次の費用が対象となるものであること。</p> <p>ア 施設介護サービスのうち、食事の提供以外のサービスの提供に係る自己負担額</p> <p>イ 介護老人保健施設が行う訪問看護等の居宅サービス及び医療費控除通知の要件を満たす居宅サービスの提供に係る自己負担</p> <p>ウ 食費の提供に係る標準負担額及び利用者が負担した食材料費のうち、標準負担額に相当する金額</p> |

用)

エ 居住に係る自己負担額（「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成11年厚生省令第40号）第11条第3項第2号及び第42条第3項第2号に掲げる居住に要する費用）

(2) 領収証の記載

ア (略)

イ 領収証の利用料の記載に当たっては、医療費控除対象額が明らかになるようにするため、(1)のア～エなどの区分ごとにその金額を記載すること。

なお、可能な限り利用者の利便に資するよう、医療費控除の合計対象額を記載するよう努めること。

(2) 領収証の記載

ア (略)

イ 領収証の利用料の記載に当たっては、医療費控除対象額が明らかになるようにするため、(1)のア～ウなどの区分ごとにその金額を記載すること。

なお、可能な限り利用者の利便に資するよう、医療費控除の合計対象額を記載するよう努めること。

## 居住費・食費の所得税法上の取扱い関係

問 施設給付の見直しに伴い、食費・居住費の所得税法上の取扱いはどうなるのか。

(答)

- 1 今回の施設給付の見直しに伴う、介護保険施設の食費・居住費の所得税法上の取扱いについては、別添においてお示ししているとおり、従前と同様、特別な食費・居住費を除き、医療費控除の対象として取り扱うこととされたところである。  
※ 特別な食費・居住費とは、『居住、滞在及び食事の提供に係る利用料に関する指針（以下「ガイドライン」という。）』（厚生労働省告示第419号）に基づき事業者が規定する「利用者等が選定する特別な居室等の提供又は特別な食事の提供に係る利用料」である。
- 2 なお、今回の取扱いは特別な食費・居住費が通常の食費・居住費と明確に区分できることを前提としていることから、各施設における会計面においても、医療費控除の対象となる食費・居住費が明確になるよう、特別な食費・居住費については、勘定科目を明確に区分することとしているところである。
- 3 各都道府県においてもこうした取扱いを御了知頂くとともに、特別な食費・居住費を徴収するに当たっては、ガイドラインに定める手続きに基づき適切に行われるよう、関係事業者などに周知徹底を図っていただきたい。